

# 審 査 基 準

A - c - 4

平成 29 年 4 月 1 日作成

法 令 名 :	質屋営業法
根 拠 条 項 :	第 8 条第 2 項 (第 4 条第 2 項の規定による届出の場合に限る。)
処 分 の 概 要 :	許可証の書換え
原権者 (委任先) :	愛知県公安委員会
法 令 の 定 め :	質屋営業法第 4 条第 2 項 (営業内容の変更の届出) 質屋営業法施行規則第 1 条 (申請及び届出の一般的手続) 第 12 条 (許可証の書換えの申請)
審 査 基 準 :	
標 準 処 理 期 間 :	14 日
申 請 先 :	営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課窓口
問 い 合 わ せ 先 :	愛知県警察本部生活安全部保安課営業係 (電話 052-951-1611 内線 3183)
備 考 :	